

板柳町告示第 29 号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月13日

板柳町長 葛 西 健 人

1. 競争入札に付する建設工事

- (1) 工 事 番 号 板教学改修第5号
- (2) 工 事 名 板柳町立統合小学校長寿命化改修工事
- (3) 工 事 場 所 板柳町大字辻地内
- (4) 工 事 期 間 契約日の翌日から令和10年2月29日
- (5) 工 事 概 要 建築工事 一式
電機設備工事 一式
機械設備工事 一式
外構工事 一式
- (6) 予 定 価 格 3,865,862,000円（消費税及び地方消費税含む）
- (7) 最低制限価格 有
- (8) 前 払 金 有
- (9) 年度支払限度額 有

2. 入札参加形態

2者又は3者による特定建設工事共同企業体（甲）（以下「共同企業体」という。）とする。

3. 入札参加資格

入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 政令167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 板柳町財務規則（昭和59年板柳町規則第3号）第119条第1項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 対象工事等に対応する工種について建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (4) 板柳町競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成10年板柳町規則第9号）第4条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定されたものであること。

- (5) 板柳町建設業者等指名停止規則（平成10年板柳町規則第10号）又は青森県建設業者指名停止要領（昭和60年青監第323号）に基づく指名停止の措置を、当該公告の日から入札（開札）日まで受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされ、更生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第255号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされ、再生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (8) 板柳町暴力団排除措置要綱（平成19年9月4日制定）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 共同企業体代表者の資格要件
- ・ 青森県内に本店（本社）又は支店若しくは営業所を有していること。
 - ・ 板柳町に一般競争（指名競争）参加資格審査申請により申請した者であること。
 - ・ 青森県有資格建設業者名簿の等級が、建築一式工事で特A級に格付けされていること。
 - ・ 最新の経営規模等評価結果通知書の建築一式工事の総合評価値が950点以上であること。
 - ・ 公告時点において、過去10年間に元請業者として学校校舎の建築工事（新築・増築・大規模改築・長寿命化）を5億円以上完成させた実績を有すること。
 - ・ 次のいずれにも該当する監理技術者を専任で設置できること。
ただし、配置予定技術者は本契約日（7月予定）までに配置できること。
ア 1級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ 直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、入札参加資格審査申請日までに引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者であること。
- (10) 共同企業体構成員の資格要件
- ・ 青森県青森市、弘前市、黒石市、平川市、五所川原市、つがる市、青森県中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、西津軽郡、東津軽郡に本店（本社）を有していること。
 - ・ 板柳町に一般競争（指名競争）参加資格審査申請により申請した者であること。
 - ・ 青森県有資格建設業者名簿の等級が、建築一式工事で特A級かA級に格付けされていること。
 - ・ 最新の経営規模等評価結果通知書の建築一式工事の総合評価値が850点以上であること。
 - ・ 次のいずれにも該当する監理技術者又は主任技術者を専任で設置できること。
ただし、配置予定技術者は本契約日（8月予定）までに配置できること。
ア 1級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、入札参加資格審査申請日までに引き続き
3ヶ月以上の雇用関係がある者であること。

- (11) 共同企業体の運営形態は甲型（共同施工方式）とし、出資比率等については板柳町特定
建設工事共同企業体取扱要領によるものとする。
- (12) 代表者及び各構成員が、当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (13) 代表者及び各構成員が国税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。

4. 参加申請

入札参加希望者は、次に掲げる板柳町条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年7月23日（木）
（土曜日、日曜日及び休日は除く）
- (2) 提出時間 午前8時30分から正午まで・午後1時から午後4時30分まで
- (3) 提出場所 板柳町役場2階企画財政課（直接持参すること）
- (4) 提出書類 様式は町ホームページよりダウンロードすること。
条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号その2（共同企業体））
- (5) そ の 他
 - ①資格の審査結果については、令和8年7月24日（金）にFAXで通知する。
 - ②審査の結果、資格を認められなかった者は、令和8年7月27日（月）午後
4時までに不服申立書（様式第6号その2）を直接持参により申立することができる。

5. 設計図書等の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和8年7月13日（月）から令和8年8月7日（金）
- (2) 縦覧場所 町ホームページ掲載

トップページ > しごと > 入札関係 > 条件付き一般競争入札関係
(<https://www.town.itayanagi.aomori.jp/work/tender/nyusatsu.html>)

※閲覧できない場合は、板柳町役場企画財政課まで電話連絡して下さい。

図面は容量が大きいため、別にデータ便で配布します。

図面の送付を希望される方は、下記のメールアドレスにその旨を記載の上、
メールを送信してください。

送信先: ita-zaisei@town.itayanagi.aomori.jp

（記載例：板教学改修第5号の図面のメール送付希望について【貴社名等】）

6. 質疑書の提出

設計図書等に関し質問があるときは、質疑書（様式第9号の1）を電子メールで提出すること。

※添付ファイルの形式は、wordのままで送信してください。

(1) 送 信 先 ita-zaisei@town.itayanagi.aomori.jp

(記載例：入札に関する質疑（板教学改修第5号）【貴社名等】）

※送信後、受信確認のため必ず企画財政課財政係に電話連絡をしてください。

(2) 提出期限 令和8年7月28日（火）正午まで

(3) 回答方法 令和8年7月30日（木）午後3時までに、町ホームページに回答書を掲載します。掲載場所は設計図書等の縦覧場所に同じ。

7. 入札執行日時等

(1) 入札日時 令和8年8月10日（月）午後1時30分

(2) 入札場所 ふるさとセンター本館 2階 伝承兼交流室

(3) 入札回数 1回

(4) 入札（開札）の立会い

入札（開札）にあたり、入札参加資格を有すると認められた者の中から、入札立会人2名を決定し、入札立会依頼書を送付するので、依頼を受けた者は立ち会うこと。ただし、立会人が入札（開札）時刻まで到着しない場合は、当該入札に関係のない町職員を立ちかわせるものとする。

(5) 入札保証金 免除

(6) 契約保証金 契約金額（入札書の記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付、又は提供すること。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除するものとする。

① 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

8. 入札方法

(1) 入札書及び工事費内訳書は郵送により提出するものとする。

（様式は板柳町郵便入札実施要領よりダウンロードすること）

(2) 宛 先 〒038-3699 板柳郵便局留板柳町役場企画財政課行

(3) 到着期限 令和8年8月7日（金）必着

ただし、入札書の郵送は令和8年7月31日からとする。

(4) 郵送方法 簡易書留、一般書留のいずれかによる。（レターパック不可）

※原則、郵便局窓口またはゆうゆう窓口での差出が必要。

(5) 入札書の日付は、開札日を記入すること。

(6) 入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。

9. 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に仮契約書を取り交わすものとする。
- (2) この契約について、板柳町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による町議会の議決を経たときは、これを本契約とする。
なお、否決された場合には契約締結が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても板柳町は一切その賠償の責に任じないものとする。
- (3) 落札の決定後、契約締結までの間において、当該落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。
- (4) 地域経済活性化及び地元企業受注機会の確保を目的として、下請け契約を行う際には可能な限り板柳町内に本店または支店、営業所を有する事業所の活用に配慮すること。

10. 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、9(3)の場合で契約しないこととなったとき、当該価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

11. 工事費内訳書

- (1) 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を同封すること。
- (2) 工事費内訳書の日付は開札日を記入すること。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しない。

12. 入札記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13. 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札に関する条件等に違反した入札
- (4) 工事費内訳書の合計金額に違算がある又は入札金額と一致しない者の入札
- (5) 入札書又は工事費内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札

14. その他

- (1) 入札参加資格を承認された者であっても、承認後町の指名停止措置を受けた者又は入札時において本公告に定める入札参加資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 入札参加希望者は、町ホームページ掲載の入札者心得、板柳町条件付き一般競争入札実施要領および板柳町郵便入札実施要領を熟読のうえ入札に参加すること。
- (3) 入札結果については、落札決定の日以降に町ホームページへの掲載などにより公表するものとする。

【問い合わせ先】

板柳町企画財政課財政係

電話番号 0172-73-2111 (内224)

FAX 0172-73-2120